

大会（国際春季フォーラム）優秀発表賞に関する規定

（賞の設定）

第 1 条 大会運営委員会は、若手研究者の育成と研究活動を促進し活性化をはかるために、各年度の大会（国際春季フォーラム）にて特に優れた論文の発表者を表彰する。

（審査対象者）

第 2 条 大会（国際春季フォーラム）開催年度の前年度末で修士課程（博士課程前期）に在籍中か修了後 10 年未満で優秀発表賞の審査を希望する者（連名発表の場合は代表発表者が対象となる）。

（授賞）

第 3 条 国際春季フォーラム優秀発表賞については同年度の 6 月に開催される大会運営委員会にて、大会優秀発表賞については同年度の 12 月に開催される大会運営委員会にて、審査委員会の推薦をもとに審議の上、受賞者を決定する。

第 4 条 受賞者には会長名の表彰状を授与し、併せてホームページおよびニューズレター『え~ごがく』にて公表する。

（審査）

第 5 条 大会運営委員会のもとに審査委員会を組織する。

第 6 条 国際春季フォーラム優秀発表賞については国際春季フォーラム委員長が、大会優秀発表賞については大会運営委員長が審査委員長を務め、上記大会運営委員会に候補者を推薦する。

第 7 条 審査委員、審査委員会の構成および審査基準については別に定める。

第 8 条 審査希望者は「研究活動における不正行為防止等のガイドライン」を遵守していなければならない。万一不正行為が認められた場合には、ガイドラインの第 3 項による措置を取るものとする。

附則

1. この規定は、2015 年 10 月 1 日より施行する。
2. この規定は、施行後 3 年を目途に見直しを行うものとする。